

4月以降に不妊治療で来院される患者様へ

パートナー様の受診についてお知らせ

4月から不妊治療の保険診療がはじまります。

保険適用を受けるために、患者様とパートナー様同席で治療計画の説明を受けて頂く必要があります。

4月1日以降、体外受精・凍結胚移植を保険診療で希望される患者様は、必ず前日までにお電話にてご予約して下さい。

※ 治療周期に入る前に説明を受けて下さい。

必ずご希望の日程で予約できるかは、お約束ができかねる点をご了承下さい。

一般不妊治療（タイミング・AIH）も同様に保険診療を受けるには患者様とパートナー様同席で治療計画の説明を受けて頂く必要があります。

受診の際に、治療計画書をお渡ししますので、次回の来院時にご主人様と来院して頂くようお願い致します。

★ 保険適用での制度上、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

令和4年3月22日（火）
可世木婦人科 ART クリニック